

八幡市定額減税補足給付金(不足額給付金)

締め切りは11月28日(金)

令和6年度に実施した八幡市定額減税補足給付金(当初調整給付金)の支給額に不足額が生じた人等に対して給付を行います。

支給対象者には通知を8月下旬以降に発送いたしましたので、必ず中身を確認し、申請手続きが必要な人は11月28日(金)までに申請をお願いします。

※令和6年1月2日～令和7年1月1日に八幡市へ転入した人は、9月下旬以降の発送を予定しています。

■「定額減税補足給付金(不足額給付金)振込のお知らせ」が届いた人
原則、手続きは不要です。通知に記載の口座に指定の日程で振り込みます。

※現在、受付窓口を市役所4階(④番窓口)に開設していますが、9月10日(水)からは2階税務課(②番窓口)へ移設します。

☎税務課定額減税補足給付金担当(☎983-7220)

熱損失防止改修工事等で住宅の固定資産税を減額

減額要件のA～D全てを満たす熱損失防止改修工事等を行った場合、当該家屋の工事が完了した年の翌年度の固定資産税額(120㎡相当分まで)の3分の1を減額します。

※平成29年4月1日以降の改修により、認定長期優良住宅となった場合は、固定資産税額(120㎡相当分まで)の3分の2を減額します。

■減額要件

A平成26年4月1日以前から存在する住宅(賃貸住宅を除く)であること

B改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下であること

C令和8年3月31日までに次の①の工事、または①と合わせて②～④の工事を行った住宅で、改修部分がいずれも現行の省エネ基準に適合すること

①窓の断熱改修工事(必須)

②床の断熱改修工事

③天井の断熱改修工事

④壁の断熱改修工事

D改修工事に要した費用が補助金等を除き、次のいずれかにあてはま

ること

▶熱損失防止改修工事の費用が60万円を超えるもの

▶熱損失防止改修工事の費用が50万円を超え、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器もしくは太陽熱利用システムの設置工事の費用の合計が60万円を超えるもの

■申請方法

改修工事完了後3カ月以内に、申請用紙と次の書類を添えて申請してください。

・増改築等工事証明書

・納税義務者の住民票の写し(市内在住の場合は不要)
・補助金等の明細書の写し※長期優良住宅の場合は、認定通知書の写しも必要。

※申請時はマイナンバーのわかるものと本人確認書類を持参してください(郵送の場合は写しを添付)。

※過去にこの減額を受けたことがある場合、または住宅耐震改修軽減を受けている場合は適用できません。また、工事内容によっては、他の制度を利用できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

☎税務課資産税係(☎983-2480)

市税・国民健康保険料の納付は口座振替のご利用を

固定資産税(第3期分)・国民健康保険料(第4期分)の納期限は9月30日(火)です。納期限までに市税等取扱金融機関、コンビニ、スマホ決済(PayPay、auPAY、d払い、FamiPay)、地方税お支払サイト(※)、市役所で納付

してください。

※市民税・府民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)の税目に限り、地方税お支払サイトで納付いただけます。詳しくは



市ホームページ

こちらの二次元コードから。

口座振替の申し込みは、口座振替依頼書を市税等取扱金融機関(金融機関に同依頼書がない場合あり)や担当課へ提出してください。ゆうちょ銀行の口座振替は直接、ゆうちょ銀行へ申し込みください。各月15日

までに同依頼書を提出すると、その翌月以降の納期分から引き落としします。

※納期限までに納付がない場合は督促状(督促手数料100円を加算)を送付し、京都府と京都市を除く府内25市町村で組織する広域連合「京都地方税機構」に徴収事務を移管します。

☎市税に関すること=税務課市民税係(☎983-2481)、国民健康保険料に関すること=国保医療課国保年金係(☎983-2962)

国民健康保険料等の負担を軽減

非自発的失業者の保険料軽減

会社の倒産や解雇等により失業した国民健康保険(国保)加入者の保険料を軽減します。軽減を受けるには、申請が必要です。

■対象 次のすべての要件を満たす人

・離職時点65歳未満
・雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」と認定された人

※特定受給資格者と特定理由離職者の確認は、雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知に記載されている離職年月日と離職理由コードで確認できます(離職理由コードの確認は右記の二次元コードから)。

■軽減方法 失業者の前年給与所得を実際の3割とみなして保険料を算定し、また高額療養費負担限度額等の所得区分の再判定を行います。



※給与所得以外の所得や失業者本人以外の国保加入者の給与所得は対象外です。

■軽減期間 離職日翌日の属する月から翌年度末の間

(例)令和6年3月31日～令和7年3月30日に失業した人

国保料=離職日翌日の属する月から令和8年3月まで

高額療養費負担限度額等=離職月の翌月から令和8年7月まで

※他の健康保険への加入等により、国保の資格を喪失した時点で軽減終了。

■手続きに必要なもの マイナンバーカード、国民健康保険証または資格確認書、雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知

その他の失業者の保険料減免

退職による国保加入者が雇用保険を受給する場合、その受給期間に相当する保険料について、所得割の月割額を3割減免します。

■手続きに必要なもの マイナンバーカード、国民健康保険証または資格確認書、雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知
※失業等により前年より所得が著しく減少する国保加入者も減免の対象となる場合があります。

一部負担金の減免等

国保加入者が、医療機関で1カ月に支払う一部負担金が高額となる場合、一定の要件に該当すれば一部負担金を減免します。

■減免期間 原則年間3カ月以内(医師の意見書により最大6カ月まで延長可)

■要件

①世帯主と国保加入者全員の預貯金合計額が、生活保護基準額に1000分の1155を乗じた額の3カ月分以下で、かつ国保加入者全員の申請月の過去3カ月の収入平均が、同月の生活保護基準額に1000分の1155を乗じた額の平均値に、世帯

の医療費自己負担限度額を加算し、その額に1000分の1155を乗じた額以下となる場合

②世帯主または被保険者がり災により重大な損害を受け、死亡もしくは重篤な負傷を被った場合

■手続きに必要なもの マイナンバーカード、国民健康保険証または資格確認書、加入者全員の収入状況等を証明できる書類(給与支払証明書等)、通帳全て、家賃がわかるもの(賃貸のみ)

高額医療費貸付金

国保加入者が医療機関で1カ月に支払う一部負担金が多く高額療養費が発生する場合、高額療養費が支給されるまでの間、その金額を貸し付けします。

※貸付金の償還は、高額療養費の充当により行います。

■手続きに必要なもの マイナンバーカード、国民健康保険証または資格確認書、医療費の請求書

☎国保医療課国保年金係(☎983-2962)